

ご連絡ください

- 家屋の新・増築や取壊しをしたとき
- 土地利用形態を変更したとき

家屋(建物)や土地の固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。

町では、新・増築家屋や取壊し家屋の把握に努めていますが、適切な課税を行うため、次のようなときにご連絡ください。

### 新・増築をしたとき

住宅、店舗、車庫、物置などの家屋を新築した方は、新たに固定資産税が課税されます。

課税の基礎となる評価額を算出するため、税務課職員が家屋調査をさせていただきますので、完成後お早めにご連絡ください。ご都合の良い日を相談のうえ、お伺いします。

### 取壊しをしたとき

家屋の一部または全部を取壊した方は、翌年度から取壊した家屋の固定資産税が課税されなくなります(ただし、取壊し時期によっては、そのまま課税されま

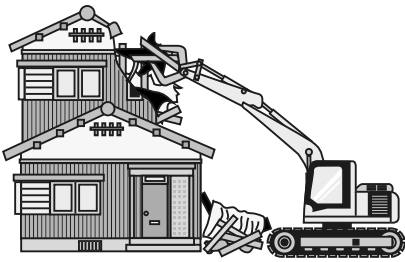
す)。土地の税額が変わることもありまますので、お早めにご連絡ください。

すでに法務局(登記所)に取壊しの登記手続きをした方は、連絡の必要はありません。

### 土地利用形態を変更したとき

土地の全部または一部の用途を変更した場合(駐車場にした、太陽光発電設備を設置した等)は、土地の税額が変わることもありまますので、ご連絡ください。

問 税務課資産税班  
☎(84) 1212



7月10日～19日  
夏の交通安全運動を実施します

### ○スローガン

歩行者を 守る気づかい  
思いやり

### ○運動重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

問 環境防災課防災班  
☎(84) 1216

7月～9月  
農地の違反転用防止  
対策強化月間です

農地は、無断・無許可で農地以外に転用できません。違反転用を発見したときは、地権者に対し、是正指導などを行います。

農地を転用するときは、あらかじめ農地法の手続きを必ず行ってください。

問 農業委員会事務局  
☎(84) 1242

明るい選挙啓発作品  
を募集します

### 募集作品

### ▼ポスター

内容 明るい選挙を呼び掛けるもの

画材 描画材料は自由  
大きさ 画用紙の四ツ切、八ツ切もしくはそれに準ずる大きさ

### ▼標語

内容 きれいな選挙の推進または棄権防止の呼び掛けを表すもの(一人2点まで)

字数 20字以内

### ▼動画

内容 投票に行きたくなる動画(1分以内)  
※アニメーション、実写は問いません。

### 対象

ポスター・標語：小学校児童、中学校・高等学校の生徒

動画：町内在住・在勤・在学の個人またはグループ

申込期限 9月6日(金)

問 選挙管理委員会  
☎(84) 1211

暮らしのお悩み相談  
会を開催します

子育て・家族・家計の問題、介護、仕事探し、住まいなどの相談に応じます。個人情報を守られます。

### と き

○7月26日(金)

障害者の就労相談

○8月23日(金)

司法に関する相談

○9月27日(金)

暮らしの相談

※午前10時～正午

※要事前予約(一人30分程度)

ところ 町民会館会議室

対象者 町内在住の方

対応者 社会福祉士、精神保健福祉士等

費用 無料

その他 福祉課窓口での相談や自宅への訪問相談

(後日)もできます。希望する方は、事前に予約してください。

予 問 中核地域生活支援センターさんネット

☎0475(77)7531

さんぶ生活相談センターリンクサポート

☎0475(77)7532

☎(共通)0475(77)7538